

緊急災害現地対策本部について

平成23年10月27日
内閣府（防災担当）

項 目

1	災害対策基本法、現地対策本部の業務・役割
2	現地対策本部の設置に至る経緯
3	現地対策本部の組織構成、活動方針、業務内容
4	宮城県、宮城県下の市町村との連携・調整
5	現地対策本部で実施された省庁間調整
6	自衛隊、NPO・NGOとの連携・調整
7	活動の成果
8	今後の課題

1 災害対策基本法

(緊急災害対策本部の組織)

第二十八条の三 (略)

2~7(略)

8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。

9 (略)

10 緊急災害現地対策本部に、緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員を置く。

11 緊急災害現地対策本部長は、緊急災害対策本部長の命を受け、緊急災害現地対策本部の事務を掌理する。

12 (略)

(緊急災害対策本部長の権限)

第二十八条の六 (略)

2~3(略)

4 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項又は第二項の規定による権限(同項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。

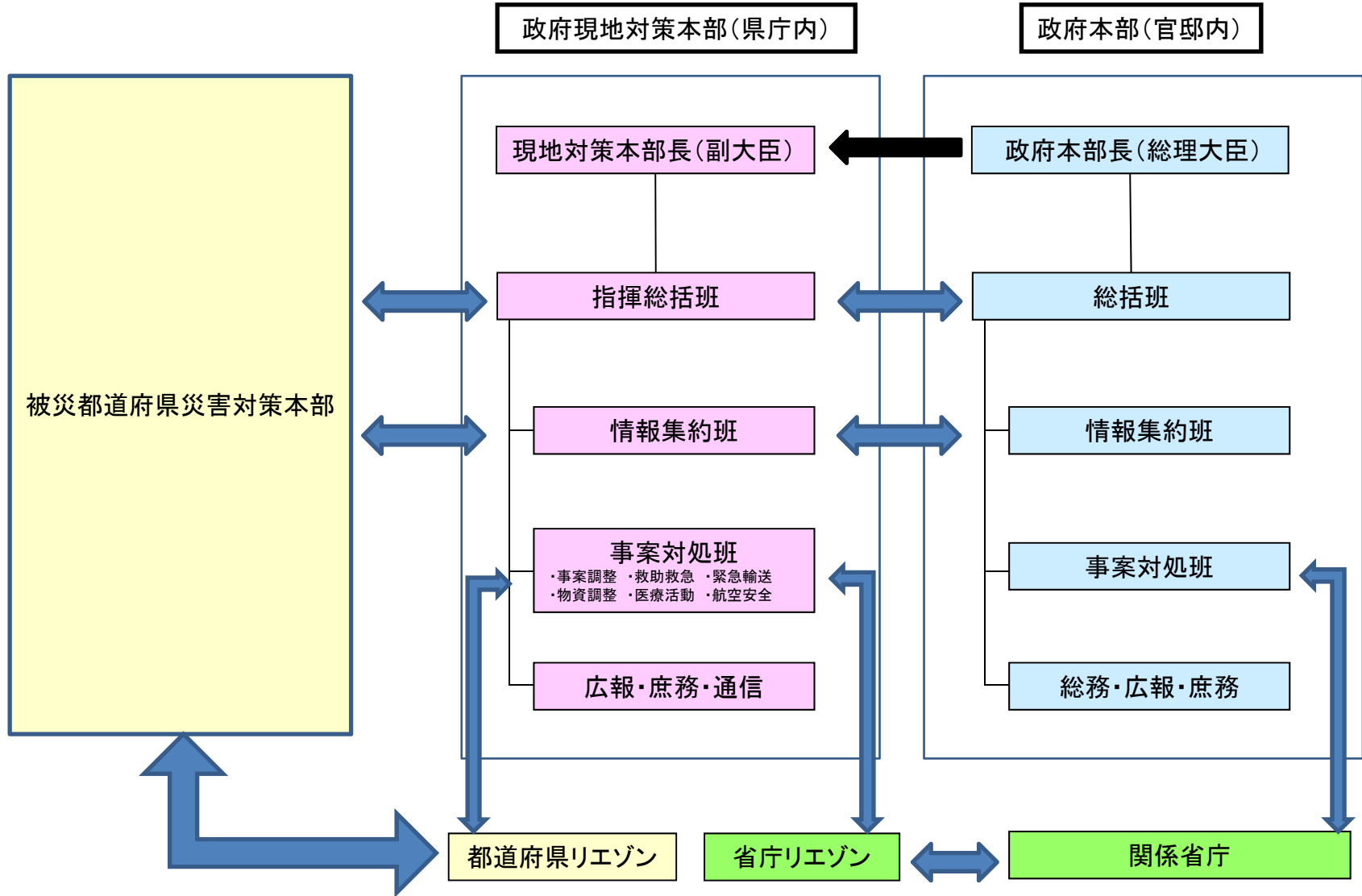
5(略)

1 現地対策本部の業務

現地対策本部は、本部の現地機関として、以下の事務を行うものとする。

- ① 被害状況、被災地の対応状況及び広域的支援状況の把握並びにこれらに関する情報の関係機関、本部等への連絡
- ② 被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達、被災地の地方公共団体との調整及び政府の行う施策についての被災地への広報
- ③ 国又は国に申し出のあった機関等の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整
- ④ 国の施設を活用した避難者の収容についての連絡調整
- ⑤ 被災地における航空安全確保に関する調整
- ⑥ 政府調査団、大臣等政府関係者による現地調査、現地視察等に係る日程等の連絡調整

1 現地对策本部の役割



【参考】緊急災害現地対策本部設置(3月12日官報告示)

告 示

○内閣府告示第十号

緊急災害現地対策本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を定めたので、平成二十三年三月十一日内閣府告示第七号(災害対策基本法第二十八条の二第一項及び第二十八条の三第八項の規定に基づき、緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部を設置する件)の全部を次のように改正する。

平成二十三年三月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

一 緊急災害対策本部

- (一) 名 称 平成二十三年(二十一年)東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部
- (二) 所管区域 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、岩手県、群馬県、埼玉県、千葉県、青森県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、山梨県
- (三) 設置場所 東京都(千代田区)
- (四) 設置期間 平成二十三年三月十一日から災害応急対策を推進するため必要と認める期間

二 緊急災害現地対策本部

- (一) 名 称 平成二十三年(二十一年)東北地方太平洋沖地震緊急災害現地対策本部
- (二) 所管区域 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、岩手県、群馬県、埼玉県、千葉県、青森県、秋田県、山形県、東京都、神奈川県、山梨県
- (三) 設置場所 宮城県
- (四) 設置期間 平成二十三年三月十二日から現地における被災地方公共団体に対する国の支援や相互の連絡調整のため必要と認める期間

相互の連絡調整のため必要と認める期間

2 現地対策本部の設置に至る経緯

《調査団から現地対策本部へと至る状況》※未定稿

3月11日

- 3月11日(金)14:46
三陸沖 深さ10km
マグニチュード8.8(後に9.0に修正)
最大震度7
大津波警報14:49
宮城県(到達確認10m以上)
青森、岩手、福島県、北海道太平洋沿岸、茨城 他
- 官邸対策室設置14:50
- 緊急参集チーム協議開始15:00
- 緊急災害対策本部設置15:14
- 第1回緊急災害対策本部会議15:37
- 政府調査団派遣決定15:57
- 第2回緊急災害対策本部会議16:00
- 現地対策本部設置場所を宮城県庁に選定。輸送手段の調整・確保
- 調査団要員の選定・呼集
(内閣府副大臣以下29名)
(防衛省A棟19F集合)
※首都大渋滞、A棟エレベータ停止
→ 集合完了18:40
- 防衛省A棟離陸18:42(CH-47)
- 陸上自衛隊霞目駐屯地着陸20:18



東副大臣訓示(防衛省A棟19F待機室)



CH-47機内



宮城県到着(霞目駐屯地→県庁)自衛隊バス

● 県知事から状況報告受け21:05

(県対策本部: 県庁2F)

《知事》

- ・ 甚大な被害
- ・ 建物に被害
- ・ 全容不明
- ・ 市町村と連絡とれない
- ・ 圧死(8人)、津波被害(不明)
- ・ 学校に被害
- ・ 津波被害で県へり運航不能
- ・ 多賀城22iの車両運行不能(水没・浸水)

《副大臣》

- ・ 人命救助第一
- ・ ライフラインの復旧
- ・ 情報の集中

● ぶら下がり21:30

《副大臣》

食料、水、毛布、トイレを官邸に要求(至急、現場に！)

● 政府調査団会議22:00

(県庁11Fに設置)

今後の対応について打ち合わせ

☆ 団長室: 4F

☆ 本部会議室: 11F執務室隣

※ 県庁内: 電気、水 → ○ エレベーター → ×



知事による状況報告(県対策本部: 県庁2F)



ぶら下がり(県庁4F)



政府調査団執務室(県庁11F)

●第4回県災害対策本部会議22:30
(県庁4F)

《副大臣》

- ・ 情報なし
- ・ 人命第一

《知事》

- ・ 市町村からの情報なし
- ・ 仙台市のコンビナート火災
- ・ 明日から捜索活動
- ・ 山形のヘリポートに30機ヘリ
- ・ 女川原発放射能漏れなし
- ・ 全市町村に災害救助法適用
- ・ 岩沼の孤立
- ・ 仙台空港(救助)
- ・ フジパン、サンクスからパン、水
- ・ 職員85名未確認
- ・ 仙台市内16名死者
- ・ 溺死体200~300
- ・ 32ヶ所の通行止め(緊急道路含む)
- ・ 仙台市内60,000~80,000人の
避難民(200ヶ所)
- ・ 自衛隊1コCo/22i(石巻市役所)



第4回県災害対策本部会議(県庁4F:会議室)
※政府現地対策本部長出席

●調査団打ち合わせ23:00

☆政府の主な対応(抜粋)

- 16:36原発事故官邸対策室設置
- 19:03原子力災対本部開催
原子力緊急事態宣言(第一関連)
- 19:23第3回緊急対策本部会議
- 20:10官房長官指示
帰宅困難者対策に全力
- 21:23総理指示
3km以内:避難命令
3~10km:自宅待機
- 22:00防災大臣指示
明朝一番から適切な対応
特に救助



調査団打合せ(県庁11F)

県庁の状況

- 発災直後、停電
直後、非常用発電機に切替
6時間後には復旧
- 発災直後、漏水、しばらくして復旧

《上記は、調査団到着時には復旧済み》
- 発災後直後、エレベーター停止
- 調査団到着時は、数日間、エレベーター使用
できず。
- 数日後、非常用エレベーターのみ稼働(混雑)

3月12日

●第5回県災害対策本部会議05:00
(県庁4F)

- A重油不足問題
- 仙台火災発生
- 県庁に600人の避難者
- 死者33人、不明者73人
- 遺体の回収できていない
- 全域で救出要請あるも手つかず

☆政府の動き(抜粋)

05:44総理指示

10km以内は圏外に退避(第一関連)

07:11総理視察(福島から到着)

07:45原子力緊急事態宣言発令
(第二関連)

08:30第4回緊急対策本部会議

08:53政府調査団(岩手)市ヶ谷発

09:18政府調査団(福島)市ヶ谷発

●政府調査団

→政府現地対策本部設置06:00

●現地上空視察07:00～09:30

気仙沼市～山元町(沿岸全域)

(自衛隊機CH-47:霞目離発着)



第5回県災害対策本部会議(県庁4F:会議室)
※政府現地対策本部長出席



上空視察前のブリーフィング
(東副大臣、市村政務官、村井知事)

《部屋や資機材等の設置状況》

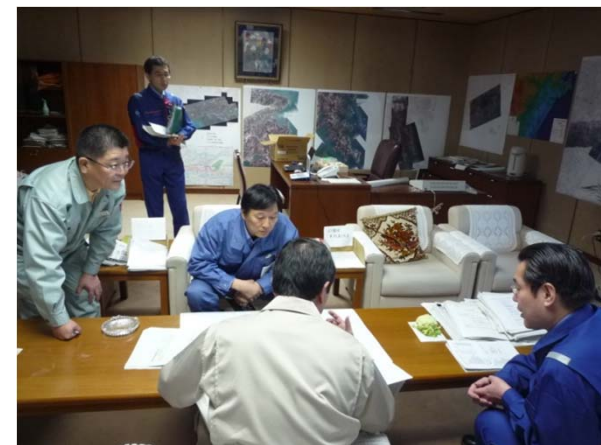


本部会議室(県庁11F第二会議室)



事務局執務室(県庁11F1107会議室)

- 県からの提供
部屋、机、椅子
- 内閣府(防災)で準備
パソコン、テレビ、電話、中央防災無線等通信システム、事務用品、毛布、非常食、保存水、プリンタ(複合機)、ホワイトボード、車両



本部長室(県庁4F応接室)

【参考】**緊 急 要 請**

緊急災害対策本部長 菅 直人 殿

緊急災害現地対策本部長 東 祥三

今般の未曾有の大災害にあたり、現地着任以来、現段階では命を救える72時間を目安に、一人でも多くの命を救うべく救命救急活動を中心に指揮を執っている。

一方、これまでの上空及び陸路からの調査や、村井宮城県知事をはじめ首長からの説明を通して、現地対策本部長として強く思うことは、過去の経験に基づいて今般の大災害には対処することはできないということである。

今般の未曾有の大災害にあたっては、国を挙げた、かつてない支援が不可欠である。現地においては、既に、犠牲者の数は膨大となる見込みであり、また、ライフラインなどを支える燃料も不足し生活に対する不安は極限に達している。

既に国としてあらゆる手段を尽くして支援しているが、さらに強力に被災地を支援すべく、当面、第一段階として、特に以下の事項について、迅速かつ継続的かつ矚目すべき支援をお願いする。

一 避難者等に対する水・食糧の確保

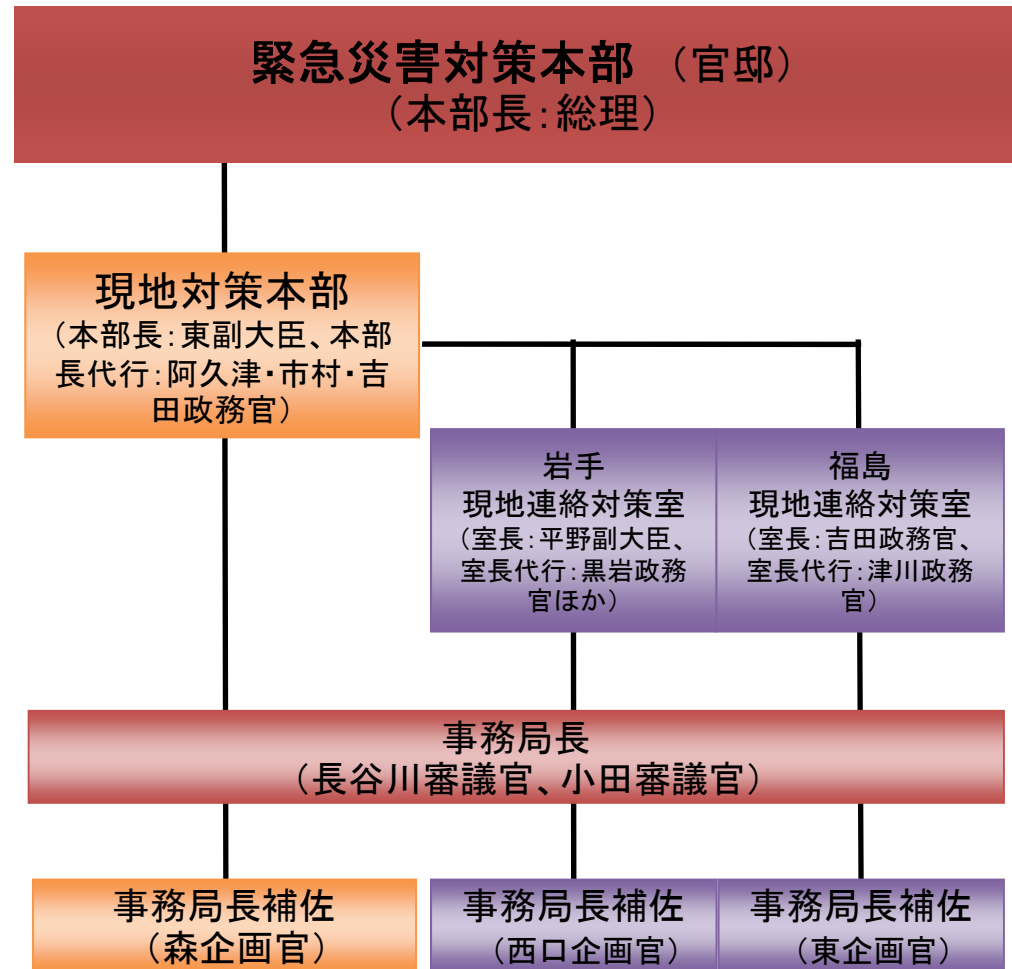
被災地では、交通が途絶し、水、電気、ガス等の供給もなく、商店も閉じ、さらに、未だに水に浸かっている地域や流木・瓦礫に覆われ無惨な姿を曝している地域も多い。極限の生活を強いられている中で、地域によっては食事也十分に摂れず、健康さえ脅かされている。このため、最低限の生活を維持していくための水・食糧の確保が不可欠である。

二 重軽油、ガソリン、灯油などの燃料の供給

停電が広範囲にわたり、交通が途絶する中で、非常用発電機等の燃料も残り僅かとなり、通信施設、医療施設等災害対応に不可欠な施設の機能維持が危ぶまれている。また、避難生活の暖を取るための燃料や災害対応の車両や航空機の燃料も枯渇するおそれがあり、避難生活や応急復旧活動への影響が極めて懸念されている。このため、十分な燃料の確保が不可欠である。

3 現地对策本部の組織構成

《全般》

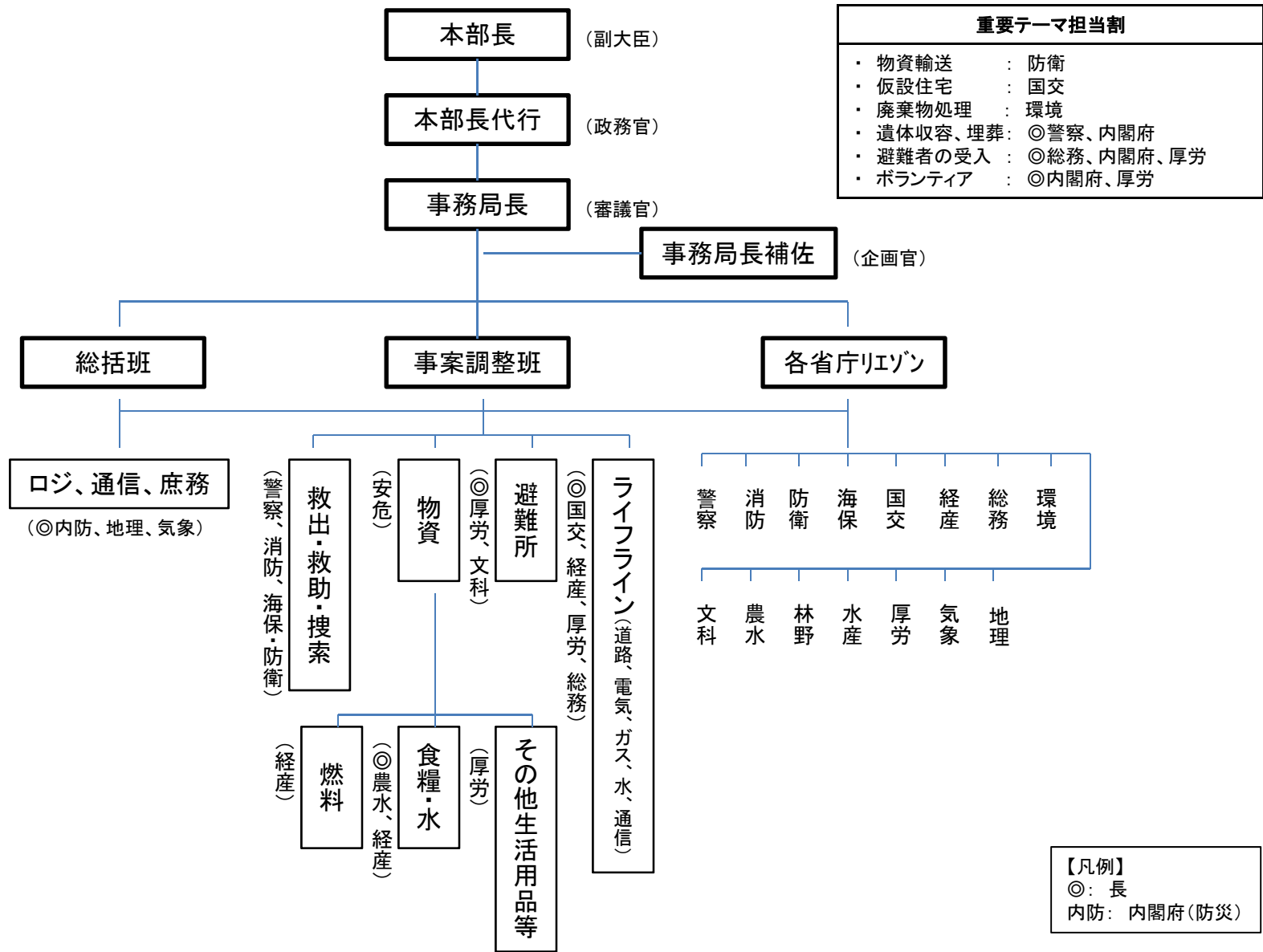


【現对本部・連絡室の班構成】



3 現地対策本部の組織構成

≪宮城・緊急災害現地対策本部の編成・役割等≫



3 現地対策本部の活動方針、業務内容

1 活動方針

- 災害発生当初
→主に県との調整、政務による現地調査
- 4月以降
→現地情報の収集・発信機能の強化(市町村調査、避難所調査)
- 5月以降
→市町村との調整、市町村への直接支援

2 業務の主な内容

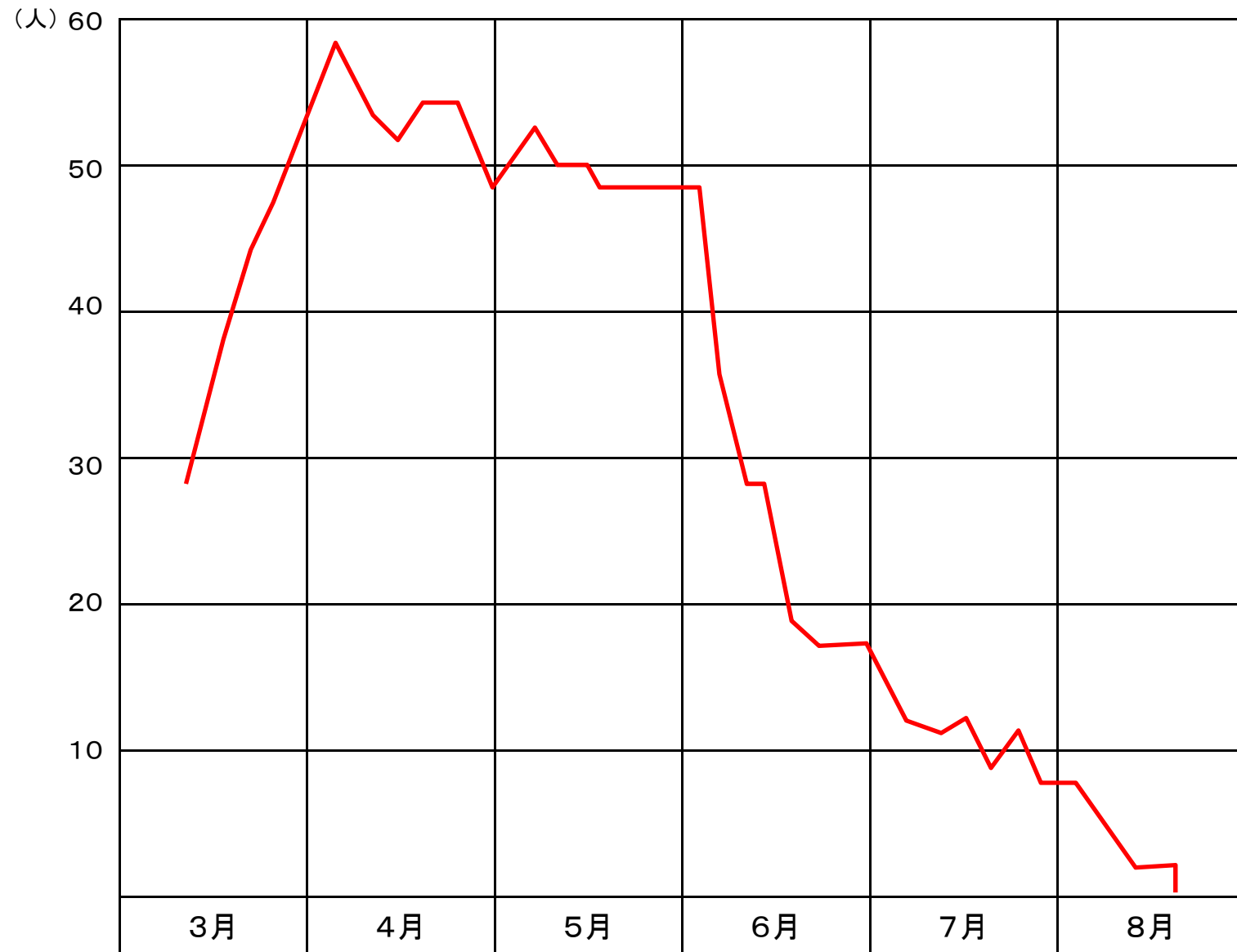
- 各機関との連携

定例会議への出席、意見交換(現地対策本部会議、県災害対策会議ほか)、県各部局との意見交換、政府原子力災害現地対策本部会議(福島連絡室がオブザーバー参加)など
- 市町村との連携・支援

市町村訪問(意見交換、要望聴取)、現地調査
- 各府省庁と本省との連絡調整

現地要望、ニーズの本省への報告と調整
- 避難所実態調査(避難者等からのヒアリング)

【参考】現地対策本部の人員の推移



※人員は宮城・緊急災害現地対策本部(県庁)における常駐勤務者数で計上

※ローテーション交代期間は、交代人員が重複して存在するが、重複して所在した人員数は計上せず。

【参考】各種会議の実施状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
政府現対会議	<ul style="list-style-type: none"> ・3月11日 1回 ・3月12日 3回 ・3月13日 4回 ・3月14日 1回 ・3月15日 ～24日 2回 	3月25日 ～4月17日 1回／1日 (土日祝日含む)	4月18日～6月3日 1回／1日 (土日祝日除く)	6月6日 ～6月30日 2回／週 (火・木)	7月5日～8月2日 1回／週 (火)	
県対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・3月11日 4回 ・3月12日 4回 ・3月13日 3回 ・3月14日 ～22日 2回 	3月23日～4月28日 1回／1日 (土日祝日含む)	5月2日 ～ 5月13日 1回／1日 (土日祝日 除く)	5月16日 ～ 6月2日 2回／週 (月・木)	6月6日～X月Y日 1回／週 (水)	
4者連絡会議 (国、県、自衛隊、 ボランティア)		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回(4／4) ・第2回(4／7) ・第3回(4／11) ・第4回(4／13) ・第5回(4／15) ・第6回(4／18) ・第7回(4／19) ・第8回(4／21) ・第9回(4／25) ・第10回(4／27) ・第11回(4／28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回(5／2) ・第13回(5／10) ・第14回(5／12) ・第15回(5／18) ・第16回(5／24) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第17回(6／7) ・第18回(6／23) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第19回(7／9) ・第20回(7／12) 	
3者調整会議 (石巻市支援: 国、 県、市町)			<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ(5／9) ・第1回(5／24) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回(6／1) ・第3回(6／8) ・第4回(6／29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回(7／6) ・第6回(7／22) 	
3者調整会議 (各市町暑さ対 策: 国、県、市町)					<ul style="list-style-type: none"> ・女川町(7／27) ・東松島市(7／27) ・気仙沼市(7／28) ・南三陸町(7／28) 	

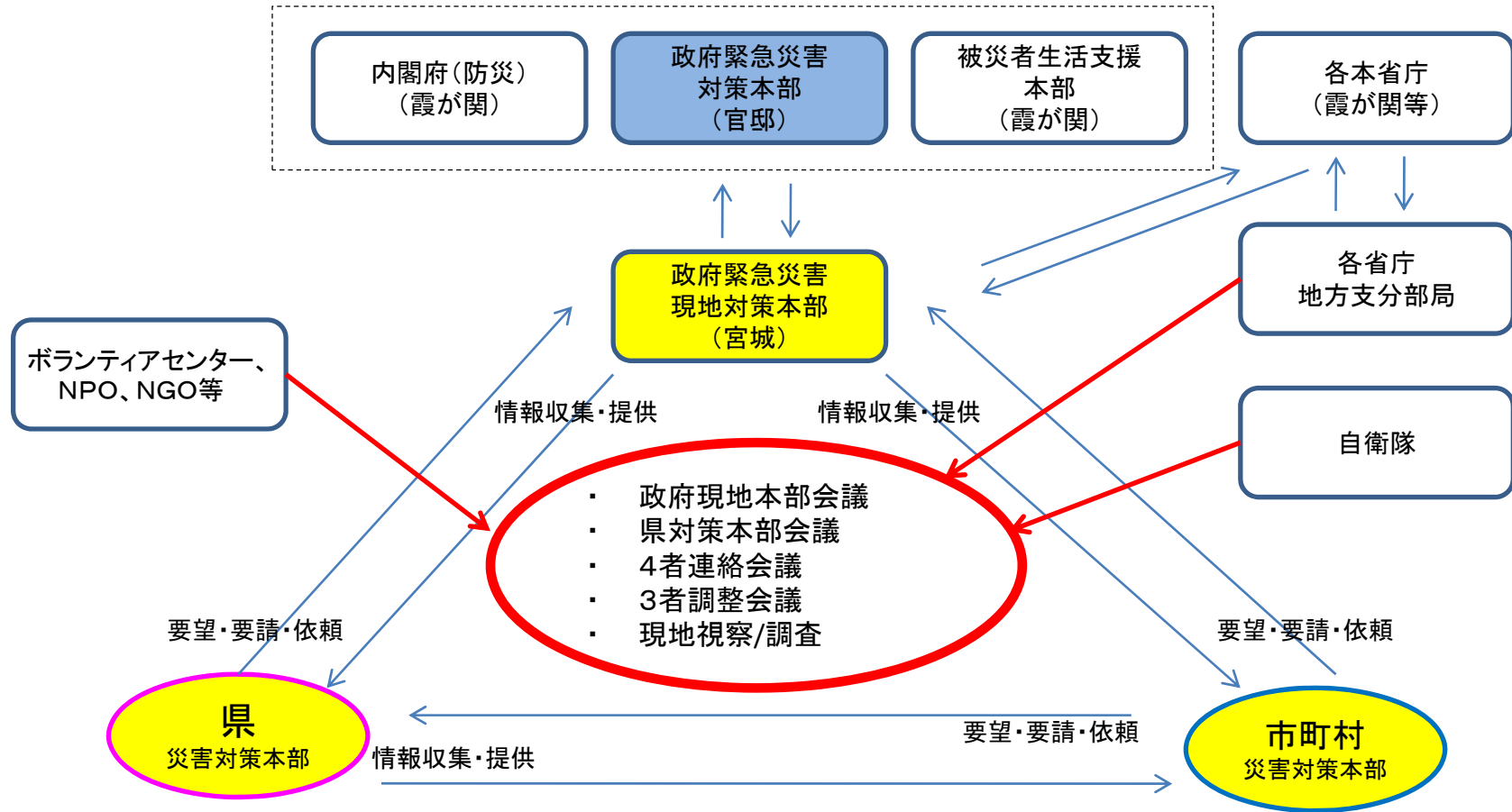
(未定稿)

【参考】現地視察・調査の実施状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
<p>現地視察等 (本部長等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3/12(東、市) 沿岸全域 ・3/13(東、市)名、岩 ・3/14(東、市)石 ・3/15(阿、市)南 ・3/17(阿、市)仙、多 ・3/20(市)塩 ・3/21(阿、市)石、仙 ・3/22(阿、市)仙、塩 ・3/23(阿、市)気 ・3/24(阿、市)山、亘 ・3/25(阿、市)石 ・3/26(阿、市)女 ・3/27(阿、市)東 ・3/28(阿、市)多 ・3/29(阿、市)七 	<ul style="list-style-type: none"> ・4/1(末、市)山 ・4/2(末、市)岩 ・4/3(松、末、市) 塩、石、南 ・4/4(松、末)石 ・4/5(末、市)利、名 ・4/6(阿、市)石 ・4/10(菅、東、阿、市) 東、石、J ・4/19(阿)仙、石 ・4/20(阿)仙 ・4/21(阿)女 ・4/23(平)石、仙 ・4/24(平)石、仙 ・4/24(市)石、名、仙 	<ul style="list-style-type: none"> ・5/2(阿)塩 ・5/3(阿)亘、名 ・5/4(松)山 ・5/18(衆)名 ・5/25(東)南、石 ・5/26(東)仙 ・5/30(阿)石 	<ul style="list-style-type: none"> ・6/5(松)丸 ・6/12(松)仙 ・6/14(吉)石、女 ・6/15(東)女、石 ・6/16(東)仙、山 ・6/17(平)名、気 ・6/18(市)岩、名 ・6/25(阿)仙 ・6/26(阿)石、多 ・6/27(阿)石、東 ・6/28(阿)仙 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/1(末)名、山 ・7/2(末)岩、亘 ・7/7(末)南、石、利 ・7/8(末)塩、仙 ・7/9(末)多、仙 ・7/10(末)気 ・7/11(末)仙 	<ul style="list-style-type: none"> ・8/11(末)山、亘
<p>市町調査等 (事務局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3/21(石、仙) ・3/24(仙) ・3/25(山) ・3/30(石) 	<ul style="list-style-type: none"> ・4/2(七) ・4/4(女) ・4/5(仙) ・4/6(気、南) ・4/9(亘) ・4/11(石) ・4/16(山) ・4/22(石) ・4/23(石) ・4/24(亘) ・4/26(山、亘) ・4/27(気) ・4/27(岩) ・4/28(塩、多) ・4/30(塩、七) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5/3 (山、亘、仙、七、東) ・5/4(亘、女) ・5/5(石) ・5/6(南) ・5/7(浦) ・5/8(気、南、女、石) ・5/9(名) ・5/10(女) ・5/11(東) ・5/15 (山、亘、名、七、東、南) ・5/16(名、岩、亘、山) ・5/17 (塩、多、七、松、利、石) ・5/18(南) ・5/19(大) ・5/20(川) ・5/21(気、南、石、女) ・5/21(気) ・5/22(気) ・5/26(丸) ・5/28 (山、亘、名、仙、七、東) ・5/29(気、南、石、女) <p>※連日：石巻市を現地調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6/2(気) ・6/3(東) ・6/4(東) ・6/5(南) ・6/6(東) ・6/9(石、女) ・6/11(気、南、石、女) ・6/13 (山、亘、名、仙、七、東) ・6/17(石、岩、名) ・6/19(仙) ・6/19(気、南、石、女) ・6/20(東、石) ・6/21(多、塩、七、松) ・6/22(多) ・6/23(名) ・6/25(塩、多) ・6/26(塩) ・6/29(仙) ・6/30(仙、亘、名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/10(仙) ・7/13(仙) ・7/16(気、南) ・7/21(石) ・7/23(東) ・7/25(大) ・7/27(女、東) ・7/28(気、南) 	<ul style="list-style-type: none"> ・8/1(八) ・8/3(仙、名、岩、亘) ・8/4(石、東) ・8/5(七、名、岩) ・8/9(東、石、女、南) ・8/10(塩、山、多)

【凡例】 菅:菅総理、松:松本大臣、東:東副大臣、末:末松副大臣、平:平野副大臣、阿:阿久津政務官、市:市村政務官、吉:吉田政務官 (未定稿)
 山:山元町、七:七ヶ浜町、仙:仙台市、気:気仙沼市、南:南三陸町、亘:亘理町、石:石巻市、岩:岩沼市、塩:塩釜市、多:多賀城市、女:女川町、大:大崎市、川:川崎町、丸:丸森町、名:名取市、東:東松島市、松:松島町 J:JTF

4 宮城県、宮城県下の市町村との連携・調整



政府現地本部会議	政府現地本部要員の他、各省庁・自衛隊リエゾン、県災対本部要員、NPO・NGOコーディネーターが一堂に会し情報共有
県対策本部会議	県の会議に本部長、事務局長以下参加
4者連絡会議	政府現地対策本部事務局員、県災対本部事務局員、自衛隊、ボランティア関係が一堂に会し情報共有、ボランティア活動の方向性等を検討
3者調整会議(石巻)	石巻市の震災対応をテーマとして、政府現地本部、宮城県、石巻市の関係者が石巻市において一堂に会し、方向性を検討
3者調整会議(暑さ)	暑さ対策をテーマとして、政府現地本部、宮城県、関係市町の関係者が一堂に会し、対策を検討
現地視察/調査	現場の状況を把握するとともに、市町村の首長はじめ現地関係者等と意見交換。内容により各省庁、自衛隊、NPO等関係者を同行

5 現地对策本部で実施された省庁間調整

	3月	4月	5月
全般	3.11 【第1フェーズ】 初動・応急対応期	【第2フェーズ】 復旧・復興始動期	【第3フェーズ】 本格復旧・復興期
調整内容	主に県との調整 (政務による現地視察)	現地情報の収集・発信機能の強化 (市町村調査、避難所調査)	市町村等との調整 (市町村への直接支援) ・国の施策について県、市町村へのフォローアップ ・国の施策の進捗状況の確認と課題抽出
調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・救出・救助 ・物資調達(燃料、食料、水等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン ・避難所(生活必需品) ・輸送、物資管理 ・避難所運営、二次避難 ・瓦礫、自動車、漂流船の処理 ・冷凍冷蔵物等の処理 ・ボランティア連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・捜索、遺体収容 ・市町への職員派遣 ・学校再開 ・避難所の生活環境の向上 ・瓦礫等災害廃棄物等の処理 ・ライフライン、交通網の復旧 ・農地、漁協等の復旧 ・生活再建施策
	6月	7月	8月
全般	【第3フェーズ】 本格復旧・復興期		
調整内容	市町村等との調整 (市町村への直接支援) ・国の施策について県、市町村へのフォローアップ ・国の施策の進捗状況の確認と課題抽出	左記事項の継続 復興現地对策本部への引き継ぎ	
調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・捜索、遺体収容 ・避難所の生活環境の向上(暑さ対策含む) ・瓦礫等災害廃棄物等の処理 ・ライフライン、交通網の復旧 ・生活再建施策 ・応急仮設住宅(完成状況、入居状況) 	<ul style="list-style-type: none"> ・捜索、遺体収容 ・左記事項の継続 ・復興現地对策本部への引き継ぎ 	

6 自衛隊、NPO・NGOとの連携・調整

	3月	4月	5月
全般	3.11 【第1フェーズ】 初動・応急対応期	【第2フェーズ】 復旧・復興始動期	【第3フェーズ】 本格復旧・復興期
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・総理、大臣、副大臣、政務官等現地調査のための航空機・車両支援 ・救助、救急・物資調達・捜索 ・道路啓開 	<ul style="list-style-type: none"> ・政務、事務局員等現地調査のための車両支援 ・輸送、物資管理・瓦礫運搬支援 ・避難者生活支援・捜索、遺体収容支援 	<ul style="list-style-type: none"> ☆自治体・民間への逐次移行期 ・避難者生活支援 ・捜索、遺体収容支援 ・瓦礫運搬支援
NPO・NGO		<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 政府現对本部、自衛隊、県、県市町ボランティアセンター、NPO・NGOの取組状況 ・今後のボランティアの展開について ・GWに向けた体制 ・物資の管理・輸送 ・炊き出し等被災者支援ニーズの情報交換、連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 GW期間中におけるボランティアの活動状況 スターターパックの進捗状況 ・今後のボランティアの展開について ・現地における市町、自衛隊、ボランティアによる連絡会議の状況について ・自衛隊支援活動縮小とボランティア等の今後
	6月	7月	8月
全般	【第3フェーズ】 本格復旧・復興期		
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・政務・事務局現地調査のための車両支援 ・避難者生活支援・捜索、遺体収容支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・JTF編成解除(7/1) ・避難者生活支援(地元部隊第6師団等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県知事 自衛隊撤収要請(8/1)
NPO・NGO	<ul style="list-style-type: none"> ・スターターパック、炊き出し支援について ・自衛隊活動縮小にもなう被災者支援の今後 ・仮設住宅入居支援について ・避難所における夏場対策について 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、仮設住宅における夏場対策について ・仮設住宅見守り体制について ・自衛隊撤収にもなる被災者支援の今後 ・復興現地対策本部への引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府現対、県、NPO、NGO連絡調整会議 →活動状況の共有と今後

7 活動の成果

- ① 政府緊急災害現地対策本部(以下、現対本部という。)の初動は迅速であり、県災害対策本部との連携を早期に構築。
- ② 現対本部は県、市町村、関係省庁、NPO・NGOとの間の「つなぎ」の役回りとして機能。
- ③ 初動・応急対応期(3月頃)、復旧・復興始動期(4月頃)、本格復旧・復興期(5月以降)と活動のステージに応じ、現対本部の活動の重点を変える等柔軟に対応。
しかしながら、本来任務は初動・応急対応期～復旧・復興始動期にあり、本格復旧・復興期以降は復興対策本部(復興現地対策本部)への連節としての役割。
- ④ 現地(県、市町村、地方支分部局、自衛隊、警察、消防、NPO・NGO等)とのFace to Faceの関係を構築することで、迅速かつ的確な情報の共有、要望の聴取、政府の施策等の伝達を実施。
- ⑤ 宮城現対本部と岩手連絡対策室、福島連絡対策室との連携は図られていたが、前頁記載の組織図にあるような関係は困難。
宮城県だけでも膨大な量の課題・案件があったため、宮城現対本部としては、宮城県(市町村含む。)への対応が主たる業務であり、岩手県と福島県については、両連絡対策室を通じて状況等の把握のみ。

8 今後の課題

① 現地対策本部のミッション

「つなぎ」、県の支援

→ 国として踏み込んだ対応は考えられなかったか。

② 現地対策本部の組織・構成・業務

→ 福島、岩手の現地連絡対策室との連携・協同、指揮・統制

→ 各省庁地方支分部局及び部局長との連携

→ マニュアルとの相違、業務の標準化

【有識者A氏からのご指摘】

「現地対策本部のミッションが何で、どのような組織やヒエラルヒーで活動しているのか、わからなかった。」